

学校いじめ防止基本方針

令和4年4月

青森県立木造高等学校深浦校舎

学校いじめ防止基本方針

青森県立木造高等学校深浦校舎

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。本校では、全教職員が「いじめは絶対に許されない行為」という共通認識のもとで、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取り組みを計画・実施し、いじめ防止を最重要課題として日常の指導体制を定め、全生徒が安心して豊かに生活できる学校づくりを目指す。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

(いじめ防止対策推進法第2条第1項)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も生徒であること② AとBの間に一定の人的関係が存在すること③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること |
|---|

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こり得る」との認識
- ・「いじめは人権侵害であり、人として決して許されない行為である」との認識
- ・「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは大人に気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい」との認識
- ・「いじめはその行為の様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題である」との認識

(3) いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」・「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒のとらえ方により、抑止作用になったり促進作用になったりする。

(4) いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。（旧東京都立教育研究所の要約引用）

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思い通りに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強いものに追従する、数の多い側に入りたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いらいらを晴らしたい）

(5) いじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

(6) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の情報を掲載する、などがネットいじめであり、犯罪行為である。

3 校内体制について

(1) 日常の指導体制

校務分掌に「いじめ防止委員会」を位置づける。構成は、校長、教頭、生徒指導保健部主任、ハートフルリーダー、年次主任、養護教諭、いじめ防止専門委員とし、いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下の通りとする。 ※別紙1

(2) 緊急時の組織的対応

いじめの疑いがあった場合には、上記（必要に応じていじめ防止専門委員が参加）に教育相談委員、関係教員等を加えた「いじめ対策委員会」において、いじめの認知等について審議するとともに、いじめの解決に向けた組織的な取り組みを行う。 ※別紙2

4 いじめの未然防止について

(1) 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくりを行う。
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人ひとりに配慮した授業づくりを行う。

(2) 登下校指導の充実

- ・毎日、朝に登校指導を行い、生徒の様子を観察する。
- ・放課後に下校指導を行い、生徒の様子を観察する。

(3) 特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動等における望ましい人間関係づくりの活動や生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動を充実させる。（いじめ防止クラスポリシーの作成と学期ごとの振り返り）
- ・ボランティア活動の充実
全校的な活動を実施（行合崎清掃活動2回等）する。
また、部活動や年次単位で月1回（4～10月）の校舎外清掃を行う。

(4) 教育相談の充実

- ・面談の定期的実施（4～6月、8～10月、1～2月）
面談週間を設置し、三者面談または二者面談を実施する。

(5) 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚（ホームルーム活動、教科指導）
- ・講演会等の開催

(6) 情報教育の充実・ネットいじめ未然防止

- ・情報モラル教育の充実（教科指導）
- ・情報モラル啓発のための講演会の開催
インターネットやスマートフォンの利用、またインターネットやスマートフォンを介した犯罪に関わる講演会を在校生に実施する。
- ・保護者への啓発
フィルタリング
保護者の見守り
スマートフォン使用の家庭でのルール

(7) 保護者・地域との連携

- ・学校いじめ防止基本方針等、いじめの未然防止、いじめの早期発見・早期対応の取組の周知をする。
いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、生徒及びその保護者に対し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
学校いじめ対策組織は、生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組を実施する。
- ・本校ホームページに掲載して周知する。
- ・PTA総会等において保護者に周知する。
- ・学校公開（11月）を通じて、保護者や深浦町内の各学校等へ周知する。
- ・深浦町生活指導協議会へ参加し、深浦町内の各学校と情報交換、意見交換をする。

(8) 校内研修の充実

- ・いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

5 いじめの早期発見について

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐ止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

いじめは大人が気付にくく判断しにくい形で行われることを認識し、日常生活における観察によって、生徒のささいな変化に気付くことが必要である。

①いじめられている生徒・いじている生徒のサイン ※別紙3

②教室・家庭でのサイン ※別紙4

(2) 相談体制の整備

- ・面談の定期的実施（4～5月、8～9月、1～2月）
面談週間を設置し、三者面談または二者面談を実施する。

(3) 定期的調査の実施（学期）

- ・アンケート調査の実施
いじめ調査に関する内容を含む「生活相談アンケート・アセス検査」を実施する。
生活相談アンケートは6月、9月、12月、1月とし、実態に応じて緊急調査も実施す

る。アセス検査は6月、12月、1月とする。他に、4月、5月、7月、8月、10月、11月、1月にいじめ調査に関するアンケートを実施する。

- ・アンケート内容の集計
- ・アンケート後の個人面談
- ・アンケート後の職員情報共有

(4) 情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・職員会議、朝会での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・次年度の引き継ぎ

6 解決に向けた対応について

(1) いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

(2) いじめている生徒への対応

いじめは絶対に許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるように指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。

(3) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題としてとらえさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(4) いじめられている生徒の保護者への対応

相談された場合は複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・じっくり話を聞く。
- ・苦痛に対して共感的に受け止め、精一杯の理解を示す。
- ・親子コミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

- ・問題解決に向けた対策への協力を求める。

(5) いじめている生徒の保護者への対応

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝える。
- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

(6) 保護者同士が対立する場合などの対応

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(7) 関係機関との連絡

いじめは学校だけで解決することが困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をとることが重要である。

①教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー）

②警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

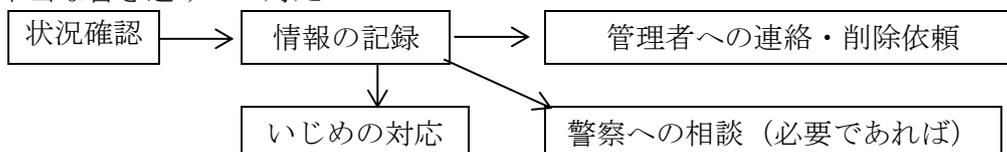
※別紙5（具体的な連携機関）

(8) ネットいじめへの対応

①ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロール

②不当な書き込みへの対処



7 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係わる行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒を日常的に注意深く観察する必要がある。

8 重大事態への対応について

(1) 重大事態の定義

いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている。そのため、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないと認識する。また、県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

①いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・生徒が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・年間の欠席が30日以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

③生徒や保護者から申立てがあったとき

- ・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。生徒又は保護者の申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言しない。

(2) 重大事態の発生報告

重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき）速やかに学校の設置者を通じて、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告する。

(3) 重大事態の組織

①調査主体

調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、学校の設置者が主体となって行う場合がある。

②調査を行うための組織

- ・ 県立学校における調査を学校の設置者が調査主体となって行う場合は、いじめ防止等のための付属機関により調査を行う。
- ・ 学校が調査の主体となる場合、調査の迅速化を図るため、各学校の既存の学校いじめ対策組織等を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実態

調査の在り方

- ・ 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を可能な限り網羅的に明確にする必要がある。
- ・ 重大事態の調査により明らかになった事実関係が、学校の設置者及び学校にとってたとえ不都合なことであっても、関係者で情報を共有し、隠さずに事実をしっかり向き合い、再発防止に努める必要がある。

(5) 自殺の背景調査の実態

調査の在り方

- ・ 生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する必要がある。
- ・ 本調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う必要がある。

(6) 重大事態の調査結果報告

- ・ 調査結果については、速やかに知事に（県教育委員会を經由して）報告する。
- ・ いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて知事に送付する。

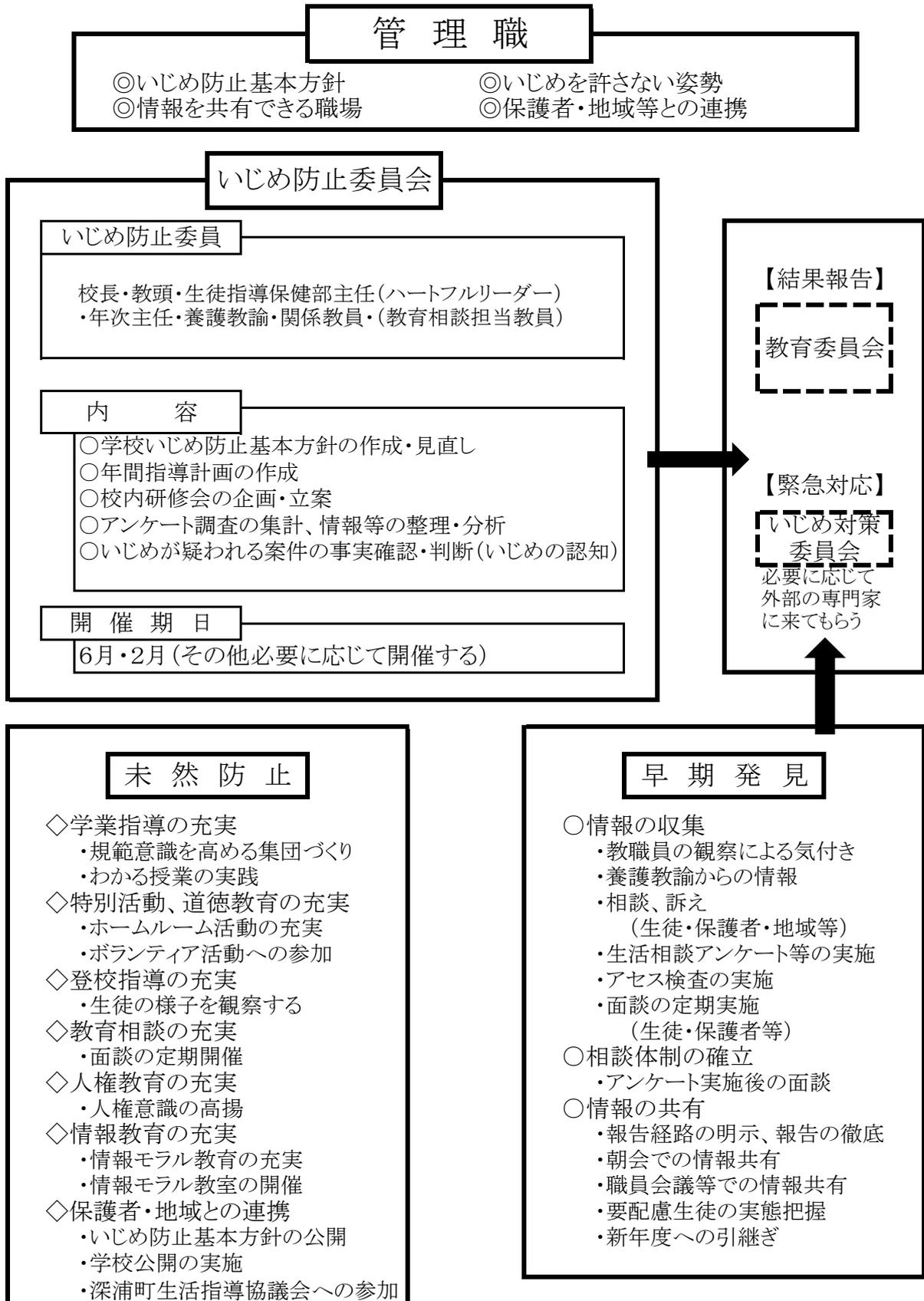
9 評価について

- ・ 2月に行われる学校評価会議にて、年間計画の取り組み状況及び教職員アンケート、保護者アンケート結果を踏まえて、相互評価することで、次年度の取り組み、年間計画の立案に役立てる。
- ・ いじめに関する評価項目
 - ①いじめの未然防止は適切になされている。【登校指導、職員の情報共有】
 - ②いじめの早期発見は適切になされている。【生活相談アンケート、アセス検査、面談】
 - ③いじめの早期対応は適切になされている。【生徒対応、保護者対応】

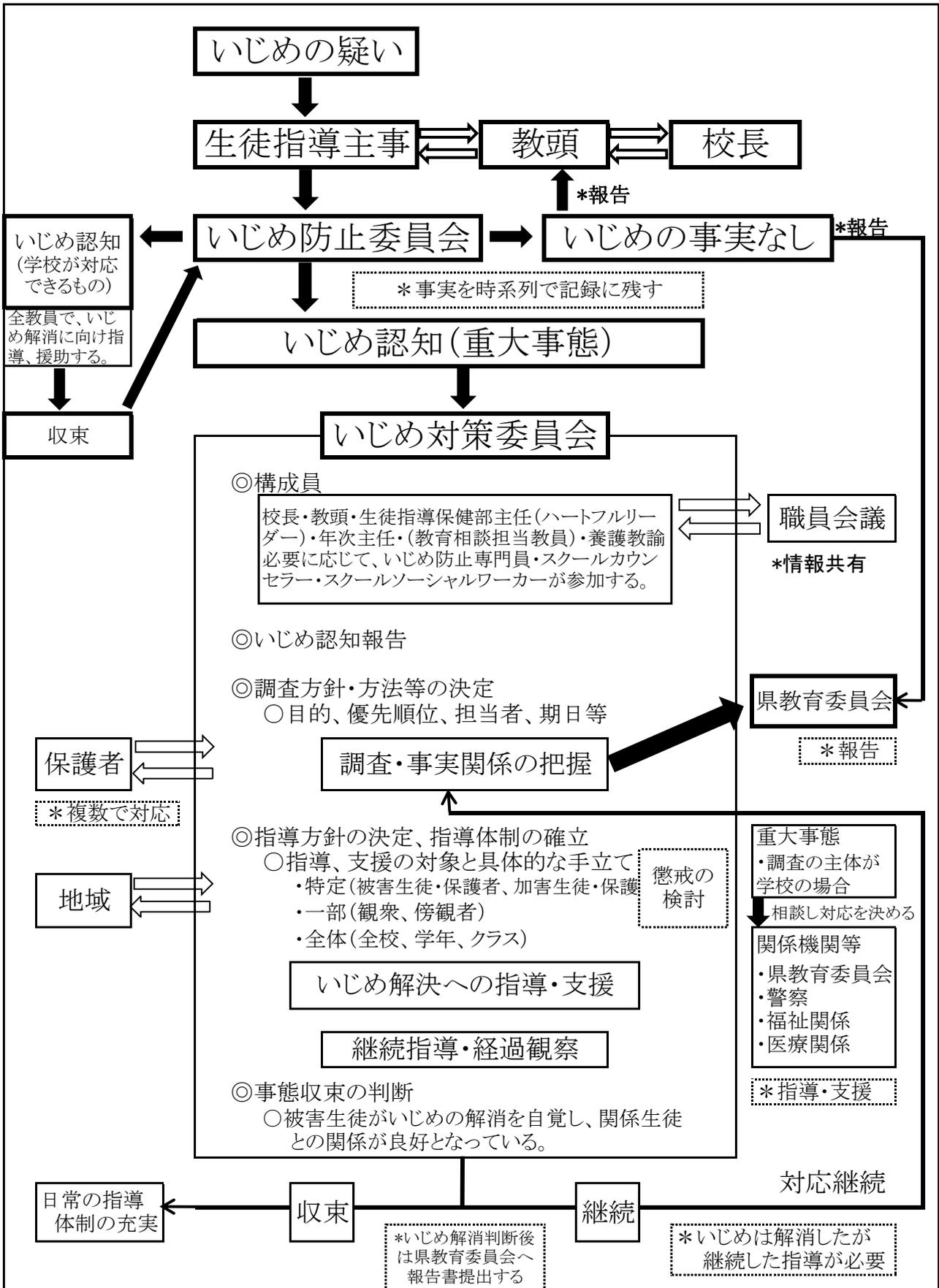
10 いじめに係る文書の保存年限

- ・ いじめ対策一般（3年間保存）…いじめアンケート、個人面談記録簿
- ・ いじめ調査報告（5年間保存）…重大事態の調査に係る記録簿
- ・ 個人の重大事態調査の廃棄に当たっては、あらかじめ被害生徒・保護者に説明する。
- ・ 被害生徒・保護者からの意見を踏まえ、保存期限を改めて設定することも考える。

日常の指導体制（未然防止・早期発見・いじめ防止委員会）



緊急時の組織的対応（いじめへの対応・いじめ対策委員会）



別紙 3

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時 朝の SHR	<ul style="list-style-type: none">・遅刻や欠席が増え、その理由を明確に言わない。・教員と視線を合わせず、うつむいている。・体調不良を訴える。・提出物を忘れてたり、期限に遅れる。・担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	<ul style="list-style-type: none">・保健室・トイレに行くようになる。・教材等の忘れ物が目立つ。・机周りが散乱している。・決められた座席と異なる席に着いている。・教科書・ノートなど持ち物に汚れがある。・突然個人名が出される。
休み時間等	<ul style="list-style-type: none">・弁当にいたづらをされる。・昼食を教室の自分の席で食べない。・用のない場所にいることが多い。・ふざけ合っているが表情がさえない。・衣服が汚れていることがある。・一人で清掃している。
放課後等	<ul style="list-style-type: none">・慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。・持ち物がなくなったり、持ち物にいたづらされたりする。・一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
<ul style="list-style-type: none">・教室等で仲間同士が集まり、ひそひそ話をしている。・ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。・教員が近づくと、不自然に分散したりする。・自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

別紙 4

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やすことや、休み時間、廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
<ul style="list-style-type: none">・嫌なあだ名が聞こえる。・席替えなどで近くの席になることを嫌がる。・何か起こると特定の生徒の名前が出る。・筆記用具等の貸し借りが多い。
<ul style="list-style-type: none">・壁等にいたずら、落書きがある。・机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインが発見しやすくなる。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン
<ul style="list-style-type: none">・学校や友人のことを話さなくなる。・友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。・朝起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。・電話に出たがらななかったり、友人からの誘いを断ったりする。(携帯電話、LINE等)・受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。(携帯電話、LINE等)・不審な電話があったり、メールが届いたりする。(携帯電話、LINE等)・遊ぶ友達が急に変わる。・部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
<ul style="list-style-type: none">・理由のはっきりしない衣服の汚れがある。・理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。・登校時刻になると体調不良を訴える。・食欲不振・不眠を訴える。
<ul style="list-style-type: none">・学習時間が減る。・成績が下がる。
<ul style="list-style-type: none">・持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。・自転車がよくパンクする。・家庭の品物、金銭がなくなる。・大きな額の金銭を欲しがる。

別紙5 具体的な関係機関

・地区特別支援連絡協議会

発達障害を含む全ての障害のある幼児児童生徒とその保護者に対しての教育相談を含め、特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター機能を活用する。

- ・ 西北地区 森田養護学校 0173-26-2610
- ・ 東青地区 青森聾学校 017-766-1834
- ・ 中南地区 弘前聾学校 0172-87-2171
- ・ 下北地区 むつ養護学校 0175-26-2210
- ・ 上北地区 七戸養護学校 0176-62-2331
- ・ 三八地区 八戸盲・聾学校 0178-43-3962

・スクールカウンセラー派遣事業

スクールカウンセラーの職務内容

- ① 生徒へのカウンセリング
- ② 生徒へのカウンセリング等にかかわる保護者及び教職員に対する助言・援助
- ③ 学校の教育相談体制の充実に資する業務（教職員研修等）
- ④ その他生徒のカウンセリング等として適当と認められるもの

定期派遣 青森北、木造、弘前実業、十和田工業、大湊、八戸東、野辺地、八戸高等支援、三本木高校附属中学

・スクールソーシャルワーカー派遣事業

スクールソーシャルワーカーとは、子どもと子どもを取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の橋渡しを行うなどにより、悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する者

- ・ 西北地区 五所川原高等学校 定時制 0173-35-3073
火・木・金 12:00～17:00（祭日を除く）
長期休業中は火・木
- ・ 東青地区 北斗高等学校 017-734-4464
- ・ 中南地区 尾上総合高等学校 0172-57-3500
- ・ 下北地区 田名部高等学校 0175-22-1184
- ・ 上北地区 三沢高等学校 0176-53-2168
- ・ 三八地区 八戸中央高等学校 0178-22-2751

・高校における消費者教育

- ・ 五所川原市消費生活センター 0173-33-1626
火～金 9:00～17:00
土 10:00～16:00

高校生等の消費生活相談事例

- スマホの架空・不当請求
- マルチ・マルチまがい商法

◆いじめ、不登校、問題行動、その他教育相談全般◆

24時間子どもSOSダイヤル【学校教育課】	TEL017-734-9188 無料0120-0-78310
-----------------------	-----------------------------------

・子どものいじめ問題等に関する悩み相談 月～日 24時間受付（祝日等も対応）

児童生徒、保護者、教職員

生徒指導相談【学校教育課】	TEL017-722-7434
---------------	-----------------

・いじめ・不登校・学校教育全般に関する相談 月～金 8:30～17:00（祝日、年末年始を除く）

児童生徒、保護者、教職員

あたたかテレホン【学校教育課】	TEL017-777-5222
-----------------	-----------------

・子どもにいじめや不登校、問題行動などの相談 月～金 8:30～17:00（祝日、年末年始を除く）

児童生徒、保護者

すこやかホットライン【総合学校教育センター】	TEL017-739-0101
------------------------	-----------------

・就学前児童から高校生の子を持つ親や家庭を対象に、電話・メール等による寄り添い型の家庭教育相談 火・木 13:00～16:00（祝日、年末年始を除く）

保護者

「青森子育てネット」

HP・パソコンから：<http://kosodate-a.net> 携帯から：<http://kosodate-a.net/i>

一般教育相談【総合学校教育センター】	TEL017-728-5575
--------------------	-----------------

・子どもの成長過程で起こるさまざまな教育上の問題に関する相談

電話相談 月～金 8:30～17:00（祝日、年末年始を除く）

来所相談 月～金 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

幼児、児童生徒、保護者、教職員

適応相談・適応指導【総合学校教育センター ・こころの教育相談センター】	TEL017-728-5575
--	-----------------

・不登校児童生徒の自立援助のための適応相談・適応指導

月～金 10:00～15:00（祝日、年末年始を除く）

児童生徒・一般教育相談後、個別に相談及び指導を行う

◆特別支援に関する教育相談全般◆

障害児教育相談【総合学校教育センター】	TEL017-764-1991
---------------------	-----------------

・子どもの成長期で起こるさまざまな教育上の問題に関する相談

電話相談 月～金 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

来庁相談 月～金 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

乳幼児、児童生徒、保護者、教職員、保育所（園）職員

地区就学相談・教育相談会 【学校教育課特別支援教育推進室】	TEL017-734-9882
----------------------------------	-----------------

・県内

電話相談 月～金 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

来庁相談 月～金 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

乳幼児、児童生徒、保護者、教職員、保育所（園）職員

◆こころのホットライン◆

青東地域県民局地域健康福祉部 【中央児童相談所】	TEL 017-781-9744 虐待ホットライン 0120-71-6552
中南地域県民局地域健康福祉部 【弘前児童相談所】	TEL 0172-32-5458 虐待ホットライン 0120-73-6552
西北地域県民局地域健康福祉部 【五所川原児童相談所】	TEL 0173-38-1555 虐待ホットライン 0120-75-6552

- ・養育上の悩みや非行など 月～金 8:30～17:15（祝日を除く、年末年始を除く）
- 虐待ホットラインは24時間対応（年中無休）

◆市町村教育委員会等◆

青森市役所教育委員会事務局教育研修センター教育相談室	TEL 017-743-3600
五所川原市役所教育相談室（予約制）	TEL 0173-35-2111
五所川原市役所こども110番電話相談	TEL 0173-34-3381
つがる市役所教育委員会指導課	TEL 0173-42-5532
弘前市役所教育センター指導課	TEL 0172-26-4803

◆警 察◆

（1）少年関係課等

警察安全相談室	TEL 017-735-9110
子どもの行動や非行での悩み、覚醒剤等の相談 年中受付	
青森県警察本部少年課ヤングテレホン 少年サポートメール	TEL 0120-58-7867 youngmail-587867@extra.ocn.ne.jp
青森警察署ヤングテレホン	TEL 017-776-7676
弘前警察署ヤングテレホン	TEL 0172-35-7676

- ・少年の被害等に関する相談 月～金 8:30～17:00（祝日を除く）

（2）サイバー犯罪対策室

警察本部保安課サイバー犯罪対策室	TEL 017-723-4211
------------------	------------------

- ・サイバー犯罪に関する相談や情報提供 月～金 8:30～17:15（祝日を除く）

◆その他◆

インターネットホットラインセンター	http://www.internethotline.jp/
・インターネット上の違法・有害情報の受付、関係機関への通報、削除依頼	
青森県子ども家庭支援センター（相談専用）	TEL 017-775-8080
・子どもと家庭に関わる相談（子育て） 平日、土、日、祝日（水を除く、年末年始を除く）	
弘前大学サイバー防犯ボランティア	http://huvic.net/